

平成 21 年 2 定 食育・食の安全推進特別委員会

佐々木委員

今、各委員からの質問がございました。条例についての御質問が多かったと思うんですが、私は基本指針案、行動計画の素案について何点かお聞きしたいと思いますが、その前に、今聞いておりました、条例についても少し聞いてみたいことが出てきましたので、申し訳ないですけども幾つか質問させていただきたいと思います。

まず、この食の安全・安心推進条例（仮称）の素案ですが、この条例をつくるからには、こういう条例はもともと理念条例ではいけないわけでありますので、実効性が保たれないといけないというふうに私は思っております。その意味で一番、この条例をつくったからここが動く、具体的にこういうところが推進される、進むんだと、県民にとってこういうところが進むからこの条例をつくった意義があるんだという目玉の一番大きなところは、どういふところということを最初にお尋ねします。

生活衛生課長

条例の目玉という形の御質問でございました。この条例は、まず行政、我々県ですね、県と事業者、それから県民の方が、食の安全・安心について一緒に協力し合ってつくっていくというようなことが一つの目的でございます。当然それぞれの責務を示させていただきましたように、役割もございまして、それをしっかりしていただければ、定義に示されている食の安全・安心というのが確保できると思います。この食の安全・安心というのは、事業者の方が県民の方に信頼していただく、安心していただけるという形になりますと、県民の方への食の安全・安心につながっていくというようなところが大きなねらいということなんです。

佐々木委員

それでは次に、基本指針の素案についてパブリック・コメントを行ったと今回報告がありましたけれども、この基本指針案に反映した意見にはどのようなものがあるか、これについてお聞きします。

生活衛生課長

様々なパブリック・コメントをいただきましたけれども、例えば輸入食品の安全性の確保に向けた取組が明確に欲しいといったような意見がございました。また、基本方針の中には協力という言葉を入れてほしいというような意見、また、県の役割も、信頼できる情報の提供といったような意見が様々ございましたけれども、今言いましたのはすべて反映している点でございます。

その一つの例を挙げさせていただきますと、輸入食品の安全性、先ほど申させていただきましたけれども、その内容といたしましては、国産食品も含めて国内流通食品の抜取検査等をしてちゃんとしてくれよというような形で、素案の段階では示していなかったんですけども、今回、輸入食品の安全性に関するいろいろな問題等もあるということで、輸入食品について安全性ということでしたら基本指針に盛り込ませていただきました。

佐々木委員

では、反映できなかったものもあるということでございますけれども、どのようなものが、駄目だったという理由をお聞かせください。

生活衛生課長

このパブリック・コメントで反映できなかったものなんですけれども、違反者に対して罰金を納める制度を設けてほしいというような意見がありました。この罰金という形になりますと、法令に基づいた制度なので、そういうものは科せられないということで、反映できなかったというのがございます。また、そのほかにタバコの害というのも食品の安全に位置付けてほしいという意見がございましたけれども、これは食品衛生法の範ちゅうでタバコというのは食品という形に位置付けられないので、この部分についても反映できない、こういう内容の事例でございました。

佐々木委員

従来の食の安全・安心の取組というのは、単年度ごとに具体的に計画されていると思うんですけれども、今回新たにこういうふうにとまとめたもの、素案において充実させた事業にはどういうものがあるのでしょうか。

生活衛生課長

まず、充実させた事業の中で、新たに取り組む事業といたしましては、食の安全・安心の確保に関する県の施策について県民の方々と意見交換を行うかながわ食の安全・安心キャラバンという取組を入れさせていただきました。県民との意見交換を行う取組といたしましては、これまでもかながわ食の安全・安心シンポジウムなどを行ってきたところでございますけれども、開催時期の問題だとか、あるいは場所の問題等限られていたということで課題になっておりました。そこで、今回のキャラバンでございまして、各地域で行われるイベントだとか集会と連携して開催するといったような柔軟な開催形態をとるようにして、より多くの県民の方々と意見交換が行われるような工夫をしてみたいと思っております。

また、充実した事業、新たな事業ではございませんけれども、かながわ食の安全・安心基礎講座、今まで行ってきたところではございますけれども、実地体験をかなり入れさせていただきました。開催回数を本年度の5回から8回に増やさせていただきたいというようなことを考えております。と同時に、県内の保健所設置市との連携ということで、基礎講座を開催することによって、より多くの県民の方々に身近な知識としての食品衛生管理の実態を知っていただく取組を進めていきたいと考えております。

佐々木委員

この事業、計画をしていく上では市町村との協力も非常に必要だというふうに思うんですが、市町村との協力についてどのように考えて行ってきたか、取り組んできたか、お伺いします。

生活衛生課長

県内の市町村に対してですけれども、これまでも保健福祉部を通じまして食中毒の予防を中心とした情報提供を行い、市町村への啓発について協力をいただいているところでございます。今回、食の安全・安心の確保に関する施策を更に展開していくためには、こうした市町村の協力が重要であると考えております。そこで、今後、食の安全・安心の確保に関する県の施策について積極的に情報提供いたしまして、御協力いただきたいと、その働き掛けをしていきたいと思っております。

佐々木委員

この計画について、県民の意見、事業者の意見を聞いて進めていくことが非常に大事だ

というふうに思っているんですけども、この指針の素案について、作成するに当たってパブリック・コメント以外に県民あるいは事業者の話を聞くことを取られたのかどうか、これについてお伺いします。

生活衛生課長

この基本指針案、行動計画につきましてパブリック・コメント以外にということでございますけれども、昨年11月と2月に消費者や事業者の代表、あるいは学識経験者等で構成しますかながわ食の安全・安心県民会議というのを開催させていただきました。その中で御意見を頂いているところでございます。いずれの県民会議におきましても活発な意見が出されたわけでございますけれども、例えば、食品に起因する健康被害が発生したときの連携体制をもっと明確にした方がいいのではないかというような意見も頂きまして、この基本指針の中に国だとか県の連携も含めました自治体の連携体制の図を盛り込ませていただいたところでございます。

この基本指針と行動計画は、県が進める諸施策をまとめたものでございますが、これらの施策を推進するに当たりましては、県だけではなく食品事業者あるいは県民の、三者の相互理解の下に協力して進めていく必要があるということで、今年度、県の施策に対する御意見を頂きながら、食の安全・安心の確保に努めてまいりたいと思います。

佐々木委員

条例のほうにちょっと戻りますけれども、輸入食品等の事業所の届出のところで、本社が東京にあるような会社もあると思うんです。そのときに、本社、それから支店とか営業所とか加工場とか、そういうところにかかわらず15日以内に届出が必要なんですか。

生活衛生課長

神奈川県内に事務所等を置く場合に限らせていただいております。

佐々木委員

この質問の最後ですけれども、条例の罰則のところの5万円以下の過料に対する考え方についてお伺いします。

生活衛生課長

罰則に過料を設けるという趣旨につきましては、輸入食品の事業者の届出制度の実効性を担保するというような考えでございます。したがって、届出をしない場合には直ちに過料を徴するというのではなくて、届け出ない事業者に対する指導等を行って届を出してもらおうということが大切だと思っております。その際、事業者に対する指導を効果的に行うためには、一定の担保力が必要であることから、条例で定めることができる過料の上限、これが5万円以下ということになりますので、この5万円以下の過料としたところ です。

佐々木委員

自主回収と輸入食品等の事業所の届出のところがこの条例でございましたけれども、この申請を、電子報告制度を導入して、県民に速やかに示すためにホームページに公表するというようなことも必要ではないかと、特に危機管理上必要ではないかと思うんですが、お考えがあるかどうか最後にお聞きします。

生活衛生課長

まず、自主回収報告制度の報告につきましては、やはり自主回収される方が県に来られてこういう状況だというふうにお話ししていただかないと、これからの再発防止等がなかなか難しいと思いますので、ちょっと考えさせていただきたい部分があると思います。

また、輸入食品の届出制度ですけれども、これは横浜、川崎、横須賀、それぞれ保健所設置市も含めて同じような形を考えたいと思いますので、今後、どういうやり方がどうかというのも含めまして検討していきたいというふうに思います。

佐々木委員

この条例ができるまでは、この計画等が重要になってくると思いますので、条例も含めまして、いかにこの指針案、それから行動計画、しっかりつくっていただくようお願い申し上げます、この質問については終わらせていただきます。

それでは続きまして、報告書の 11 ページにございました子供への食品の安全性に関する情報提供について幾つかお聞きしたいと思います。

まず、小学校 6 年生を対象とした事業で、リーフレット「かながわの食品衛生 f o r K I D S」、これを作成したねらいについてまずお伺いいたします。

生活衛生課長

食育のための食品安全リーフレットに位置付けられているものでございますけれども、食品に起因する健康被害として最も注意していただきたいものは食中毒の発生というものがございます。当然、食中毒の発生というものは予防しなければいけないものでございますけれども、こういう情報を県内の小学校に在籍するすべての小学校 6 年生の方を対象にさせていただいて、小学校を通じて配付させていただきたいと考えたところでございます。

このリーフレットは、食中毒の発生原因を理解していただくために、保健だとかあるいは理科の授業の中で活用していただく、家庭科だとかあるいは調理実習、また給食のときに食中毒の予防の一つである手洗いの励行等も、資料に入れさせていただいておりますので、小学校の生徒が様々な場面で活用できると考えております。

また、児童にリーフレットを配付させていただいたわけでございますけれども、このリーフレットを家に持ち帰っていただいて、保護者の方々と食品の安全性について話し合っきっかけをつくっていただくということも期待の一つでございます。

佐々木委員

手元にこの「かながわの食品衛生 f o r K I D S」がございしますが、生活衛生課の皆さんと教育委員会がタイアップして、平仮名のルビが振ってあったりとか、非常に丁寧につくってあるものでございまして、非常にすばらしい内容になっているというふうに思いますので、これが浸透して、そういう食中毒の知識が深まればなというふうに期待するところでございます。それで、まず配付対象を 6 年生とした理由についてお伺いいたします。

生活衛生課長

配付対象を小学校 6 年生にしたという理由でございますけれども、食品を介して病原体が体に入ることによって病気になるというようなこと、あるいはどういう原因で食中毒が発生するということを理解できなければ意味がないだろうということで、小学校 6 年生になりますと様々な機会、例えば文部科学省で設定されています小学校学習指導要領等によりますと、保健体育教科の中では病原体が原因となって起こる病気の予防についての学習をされる。また、理科では消化だとか排せつといった人体のつくり、働き等を学習する機会があるということで、これらの授業を学んだ知識をもって食中毒の発生の原因と予防法

を正しく理解していただこうと思って、小学校6年生を対象としたところでございます。

佐々木委員

ホームページにも詳しく、かながわ食の安全・安心ということでいろいろ載っていると思うんですが、このパンフレットを効果的な情報提供とするためにどのように工夫をして取り組んでいらっしゃるのか、お伺いします。

生活衛生課長

このリーフレットを作成するに当たりまして、教育委員会の協力を得ております。小学校6年生の学習範囲を考慮しながら、分かりやすい、先ほど委員に言っていただきましたように、表現や図表、あるいは難しい漢字にはルビを振るといようなことをさせていただいております。

また、教師の方々にこのリーフレットを活用してもらうために、活用にあたってというものを教職員用につくりまして、こういうものを見ていただいて先生方に勉強していただいて、その上で生徒にこのリーフレットを配付していただいているという形を考えております。

また、小学校6年生に配るだけではなく、各小学校、公立の図書館等に依頼させていただきまして、他の学年でも興味ある、あるいは知識をお持ちの生徒についてはリーフレットが閲覧できるような配慮をさせていただきました。

こうした小学校と連携した取組を通じまして、小学生が将来にわたって食品の安全性に関する関心を持ってもらうように努めてまいります。

佐々木委員

この職員用の活用マニュアルも、私も拝見させていただきましたけれども、ノロウイルスについての話ですとか、教師がまず学んで一緒に子供たちと勉強するというふうに、非常に丁寧にマニュアルもつくっていらっしゃるということで共感するところではありますが、今後、6年生の段階で、いろんな知識が豊富になってきた中で理解ができるということもあると思うんですが、もうちょっと低学年の方にも配ってもいいのではないかなという、内容を工夫できればできるのではないかなということもありますので、要望としてお話をさせていただいておきます。

それから、7ページに移りまして、今度は中学生の話をさせていただきたいと思いますが、まず、家庭における食育の推進の主な取組というところで、新中学1年生の保護者を対象として「すこやか」という冊子を配っているということで、この中に子供と食についてのアドバイスを掲載し、情報提供をしたということではありますが、中学1年生を対象とした理由についてお伺いいたします。

生涯学習文化財課長

新しく中学校に入られた保護者にお配りしているわけなんですけれども、中学1年生というのはいわゆる思春期を迎える時期でありまして、そういった思春期を迎える子供を持つ親に対しまして、小学生とは異なる中学生ならではの家庭教育や、子育てに関するアドバイスの一助となるように、学校生活を含め生活態度が大きく変化する中学進学時期をとらえて、新1年生の保護者を対象に配付しているところであります。

佐々木委員

何年前からこの「すこやか」は配付なさっていたんでしょうか。

生涯学習文化財課長

これは昭和 48 年度に作成いたしましたので、新 1 年生に配付するものですので、実際にその保護者に配付したのは昭和 49 年版という形になっております。

佐々木委員

その中で、子供の食についてのページが、平成 20 年度のものにも 9 ページ、10 ページに載っておりますが、この子供と食についてのページを載せたのは何年度からでしょうか。

生涯学習文化財課長

平成 14 年度版から載せております。

佐々木委員

この内容を見ましても非常に良くて、自分自身も非常に勉強になりました。中学 1 年生の保護者対象ということでもありますけれども、これは内容を見ますと、18 ページぐらいあるんですが、7 ページぐらいは中学生のことが書いてあるんですが、ほかのところは高校生の親でも小学生の親でも本当に興味を持っていい、参考になるような内容でございますので、これが中学 1 年生のときに配られるということも大事だということは、今お話聞いて理解はできるんですが、内容を見ると小学生の親からでもいいのではないかなという、そういう感想もありましたので、今後、配付対象範囲については是非また御検討をいただきたいなと思っております。これはどのぐらい部数を配っているのでしょうか。

生涯学習文化財課長

これは全体では 6 万部作っております、横浜市は別にお作りになっているようなので、川崎市以下全市町村にお配りしております。

佐々木委員

では、7 ページのところ、さっきの御説明で (1) のアとイのところですが、平成 21 年度当初予算額 137 万 4,000 円、これはこの文章を読むと子供と食についてのアドバイスを掲載して情報提供を行ったという、そういうことで、そこだけの予算ではなくて、「すこやか」自体の予算でいいんですか。

生涯学習文化財課長

そのとおりでございます。これは 6 万部作成する費用でございます。

佐々木委員

この支援は平成 14 年から子供と食についても書いてあるということで、もともとやっていたことを特出ししてここに書いてあるだけということでもいいですか。

生涯学習文化財課長

この取組は、「すこやか」そのものが先ほど申しました昭和 49 年からやっております、その中で、平成 14 年からは特に子供と食というものが大事と考えまして、平成 14 年度から載せております。そうした中では、そこだけの特出ししているというところでございます。

佐々木委員

今朝、ラジオ番組を聞いていましたら、ニュースで横浜市の食育大使という小学校 5 年

生の男の子のインタビューがありまして、「食育大使として何を一番アピールしたいですか。」というふうにその男の子に聞いたら、その男の子は、「作物を作っている人と親しくなることです。」と答えたんですね。「それはなぜですか。」というふうに聞いたら、その男の子は、「作物を作っている場に行くと、その大変さが分かるから。」と、こういうふうに答えていたんですね。

そのことを考えますと、このいろんな施策を展開していく中で、環境農政部がやっていらっしゃる田んぼの生き物調査とか、そういうすばらしいこともやっていらっしゃることは分かるんですが、教育委員会におきましてもそういう子供のすばらしい視点に立って、こういう事業の助成をしていった方が私はいいのではないかと思います。そういう作物を作っている現場に触れられない、例えば都市部の学校なんかもあると思うんですね。そういう意味では、そういう情報提供を共有する、県が一つの橋渡しとなるようなそういう事業を助成していくような、また情報発信していくような、そういう視点に立って今後取り組んでいく方向性も必要なのではないかと。こういうふうに思いますが、いかがでしょうか。

環境農政部政策企画担当課長

県では、昨年3月に食みらいかながわプランをつくってございまして、その中にいろいろな施策を位置付けてございまして、去年の6月には、今委員のおっしゃったような各食育改善推進団体、学校とか地域で活動している団体の方による、食育に関する食育取組事例集というのを発行してございまして、この中には、今委員おっしゃったような田んぼに稲を植えるとか、伝統的な技術を学ぶとか、そういう取組がありまして、これはホームページにも掲載してございまして、関係団体にも周知はしてございまして。

保健体育課長

教育委員会といたしましては、食みらいかながわプランが策定されたところで、教育委員会として、教員が学校で子供たちにいかに食育の大切さを教えるかというようなことをまとめました指導ハンドブックを昨年つくらせていただきまして、地場産の良さとか、先ほど委員言われました子供が近くで育った野菜と触れながら良さを確認するとか、そのような部分を大事にするようなハンドブックを作成して教員に配付し、推進していくということで考えてございまして。

また、今年度は高校生にも拡大いたしまして、高校生へのハンドブックにつきましても予算を計上いたしまして作成してございまして。

佐々木委員

今、政策企画担当課長も、保健体育課長もお話しされていまして、私も小学校の学校の先生がそういうところの現場に子供たちを行かせて、そういう体験をさせている学校も数多くあるというふうには存じ上げてございまして、私はやっぱりすべての子供に触れさせてもいいぐらい非常に大事な視点ではないかなと。その小学校5年生がコメントで出していたそのこと自体が、やっぱり一番食育ということの原点になるのではないかと思います。

そういうこともありますので、そういう予算を計上して、そして実際に発信しているということも含めて、その結果ですね。私はやっぱり行政が一番大事なところは、これからは施策、事業を発信するだけではなくて、予算を付けるだけではなくて、その結果、実際子供たちが何人、あるいは何校の学校がそういうことに取り組んだかという検証をしていくことが、私は予算を付けた中での大事な視点ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

環境農政部政策企画担当課長

かながわプランの進行管理という視点から御答弁させていただきます。

まず、計画を策定した場合には、これは当然、計画の着実な推進を図るためには、その取組について一定期間ごとに進行管理を行うことが肝要かと思っております。そのため、この食みらいかながわプランにおきましては、四半期ごとに環境農政総務課から、事業各課に進ちよく状況の照会を行っております。これを庁内会議でありますかながわ食育推進会議幹事会なり部会なりで進ちよく状況など成果をチェックしております。

また、それにつきましては、かながわ食育推進県民会議に事業の進ちよく状況を報告しまして、併せて成果も検証していただき、そこからアドバイスを頂く。それをまた翌年度の事業の中でどのような展開をしていくかということを生かしていきたい、そんなふうな仕組みで今行っているところでございます。

保健体育課長

やはり、食みらいかながわプランの中にも食育推進計画と目標値がございますので、それにつきましては毎年調査をいたしまして、推進の進ちよく状況を図っています。

佐々木委員

先ほど来申し上げていますように、推進というのは打ち出せば推進ではなくて、どんどん取組を推していくというんですか、そういうことも大事だと思いますので、やったからは結果を待っているというのではなくて、更に推し進めていただきたい、このように思いますので、要望として非常にいいことですので、是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、乳幼児の保護者を対象とした食育について聞きたいと思ひます。

今、小学生、中学生のお話もありましたんですが、まず、乳幼児の保護者を対象とした食育についての市町村の取組、推進についてどういう状況なのかお伺ひいたします。

健康増進課長

乳幼児の保護者に対する保健栄養指導につきましては、母子保健法によりまして市町村の事業ということになっております。そこで、市町村では、保健センター等の保健師や栄養士が乳幼児健診や育児教室、育児相談等の場を利用いたしまして、離乳食やバランスのとれた食事、おやつ の作り方などについて保護者に対してきめ細かな栄養指導を行っております。例えば、育児教室の料理教室では、栄養バランスのとれた食事メニューの紹介をしたり、健診時には好ましいおやつ の試食を行ったりしているというふうにお伺ひしております。

佐々木委員

その食育を推進する上で、乳幼児の最近の食生活についてどのような課題があるか、どのように受け止めているかについてお伺ひします。

健康増進課長

乳幼児の健全な発育、発達のためには、家族で食事を囲み、楽しい食事をするのが非常に大切ですが、近年、核家族化といひますか家族全員で食事をする機会が減っておるといふような状況がございます。また、乳幼児期には規則正しい生活リズムが非常に大切ですが、保護者が夜更かしをするなど生活リズムが不規則となり、結果的に子供の食事も不規則になりがちだといふようなことが挙げられます。さらに、甘い飲物だとか果物だとかお菓子などを簡単に与えることが多くございまして、その結果、食事の量が減り、必要な

栄養素がバランス良くとれていないというような問題点が挙げられております。

佐々木委員

最後に、県では、そういう乳幼児の食生活上の課題を踏まえて、市町村にどのような支援を行っているのか伺いたします。

健康増進課長

乳幼児の食生活に関しまして、今挙げたような課題に対しまして適切に対応するためには、まず市町村で実施している育児教室や栄養相談の体制をより一層充実することが重要だというふうに考えております。

そうした中で、市町村の保健師や栄養士等の資質の向上を図ることを目的として、これらの職員を対象に県では毎年研修会を実施しております。具体的には、平成20年度は、子供の食習慣の基礎づくりの支援や離乳食の進め方と食育というようなことをテーマに実施させていただきました。

また、市町村の母子保健担当者を対象とする会議を開催いたしまして、乳幼児の保健栄養指導に関する課題を検討するとともに、国から示された授乳支援ガイドなど、こうした情報提供や意見交換も行っております。

今後も、乳幼児の食育を推進する上でタイムリーなことをテーマといたしまして研修会や会議などを開催して、引き続き市町村を支援してまいりたいというふうに考えております。

佐々木委員

最後に、要望でありますけれども、子供全般、乳幼児期も、小学校、中学校、高校生の皆さんにも、この保健指導や栄養指導は非常にこの時期大事になってくるというふうに私は思いますので、県としても更なる推進をお願いしたいし、市町村への支援も更をお願いしたいことをお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。